

●香川県告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年6月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年6月11日
- 3 指定道路の位置 善通寺市原田町字東宮556番8
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.31~4.44メートル
延長 34.55メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。